



発行
東京都

目次

79

告示

○東京都宝くじの発売（八件）……………（財務局主計部公債課）…一

雑報

○全国自治宝くじの発売（二十二件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…四

告示

●東京都告示第八百七十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百三十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間

令和七年十月一日から同月二十一日まで

七 当せん金支払開始
期日

令和七年十月一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 八本

二等 五万円 八十本

三等 一万円 三千二百本

四等 二千円 八千本

五等 二百円 八万本

計 九万一千二百八十八本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

（二） 証券は、転売できない。

●東京都告示第八百八十号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百三十五回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式

六 発売期間

令和七年十月十五日から同年十一月十一日まで

七 抽せん期日

令和七年十一月十四日

八 当せん金支払開始
期日

令和七年十一月十九日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 一万円 二百五十本

三等 三千円 五千本

四等 千円 五万本

五等 百円 二十五万本

計 三十万五千二百七十七本

十 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

（二） 証券は、転売できない。

●東京都告示第八百八十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百三十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和七年十月二十日から同年十一月十八日まで

七 抽せん期日 令和七年十一月二十一日

八 当せん金支払開始期日 令和七年十一月二十七日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 二本

一等の前後賞 千万円 四本

一等の組違い賞 十万円 五十八本

二等 百万円 三十本

三等 一万円 三千本

四等 千円 三万本

五等 二百円 三十万本

実りの秋賞 二万円 九百本

計 三十三万三千九百九十四本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百八十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百三十七回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和七年十一月十二日から同年十二月九日まで

七 抽せん期日 令和七年十二月十二日

八 当せん金支払開始期日 令和七年十二月十七日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 三十万円 五十本

三等 三万円 五百本

四等 五千元 二千五百本

五等 千円 二万五千本

六等 百円 二十五万本

計 二十七万八千七百七十七本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百八十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百三十八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式（被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和七年十一月二十六日から同年十二月十六日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年十一月二十六日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 八本

二等 五万円 八十本

三等 一万円 四百本

四等 二千元 六千本

五等 二百円 二十四万本

計 二十四万六千四百八十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百八十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百三十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和七年十二月三日から同月十六日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年十二月三日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 八本

二等 五万円 三十二本

三等 一万円 二千八百本

四等 二千円 三千二百本

五等 二百円 八万本

計 八万六千四十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百八十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百四十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和七年十二月十七日から令和八年一月十三日まで

七 当せん金支払開始期日 令和七年十二月十七日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 八本

二等 五万円 八十本

三等 一万円 三千二百本

四等 二千円 八千本

五等 二百円 八万本

計 九万一千二百八十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百八十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百四十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 七百万枚 十四億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和七年十二月二十四日から令和八年一月二十日まで

七 抽せん期日 令和八年一月二十三日

八 当せん金支払開始期日 令和八年一月二十八日

九 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 一億五千万円 一本

一等の後後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 六十九本

二等 百万円 百四十本

三等	三千円	一万四千元
四等	千円	七万本
五等	二百円	七十万本
お年玉賞	二万円	二百百本
計	七十八万六千三百十二本	
備考		

一等の当せん金の額については、当せん金付証券
 法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項
 ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

（二） 証票は、転売できない。

報 雜

		全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十四号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和七年八月二十九日		全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百合子 第七十八回全国自治宝くじ 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号 五百万枚 十億円 一枚二百円 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法） 令和七年十月二十日から同年十一月十一日まで 令和七年十月二十日		六 発売期間 当せん金支払開始期日	七 当せん金支払開始期日	八 当せん金の額及び当せんの数	等 級	一等 当せん金 百万円	二等 当せん金 五十万 円	三等 当せん金 一万円	四等 当せん金 二千元	五等 当せん金 二百円	計 五十五万五千本	九 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する ことができない。 (二) 証票は、転売できない。
--	--	---	--	---	--	-------------------------	-----------------	--------------------	--------	-------------------	------------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------	---

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十五号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証票金額	一枚三百円
五	証票型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和七年十月二十二日から同年十一月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和七年十月二十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	
一等		千万円 八本
二等		五十万円 三十二本
三等		十万円 三百六十本
四等		一万円 三千六百本
五等		千円 十四万四千本
六等		三百円 八十万本
計		九十四万八千本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十六号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 六億円
四	証票金額	一枚百円
五	証票型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和七年十月二十九日から同年十一月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和七年十月二十九日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	
一等		十万円 百八十本
二等		五百円 六万本
三等		二百円 二百四十万本
計		二百四十六万八千本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千八十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和七年十一月十二日から同月二十五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和七年十一月十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 百万円 四十本
一	等	二等 五万円 四百本
二	等	三等 一万円 二万本
三	等	四等 二千円 二万本
四	等	五等 二百円 四十万本
計		四十四万四千四百四十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千八十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千二百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和七年十二月二十四日から令和八年一月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和七年十二月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 五万円 四百八十本
一	等	二等 千円 七万二千本
二	等	三等 百円 四百八十万本
計		四百八十七万二千四百八十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千八十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証票金額	一枚三百円
五	証票型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和七年十二月二十四日から令和八年一月十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和七年十二月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	
一等		三千万円 九本
二等		百万円 二十七本
三等		十万円 九十本
四等		一万円 千八百本
五等		千円 二万七千本
六等		三百円 九十万本
計		九十二万八千九百二十六本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千八十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和七年十二月二十四日から令和八年一月六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和七年十二月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	
一等		五百万円 八本
二等		五十万円 八百本
三等		一万円 三千六百本
四等		二千円 一万二千本
五等		二百円 百二十万本
計		百二十一万六千四百八本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十一号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百七十五回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 六億円

三
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証票金額
一枚三百円

五 証票型式
被封式

六 発売期間
令和七年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和七年十月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

等 級
一等 三十万円 二百本

二等 二十万円 二百二十本

三等 一万円 八百本

四等 三千円 二千二百本

五等 二千円 二千本

六等 千円 三万本

七等 七百元 八万本

八等 五百円 四十万本

九等 三百円 四十万本

計 五十一万四千二百四十二本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百七十六回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 六億円

三
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証票金額
一枚三百円

五 証票型式
被封式

六 発売期間
令和七年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和七年十月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

等 級
一等 三十万円 五百本

二等 二十万円 四十万本

計 四十万五千本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百七十七回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
令和七年十月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日
令和七年十月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
等 級
当せん金
一等 二百万円
二等 四十万本

計 四十万五百本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百七十八回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
令和七年十月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日
令和七年十月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
等 級
当せん金
一等 三百万円
二等 五十万円
三等 二十万円
四等 五万円
五等 四万本
六等 四十万本

計 四十八万五千二百九十二本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百七十九回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額
三百万枚 三億円

（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額
する場合があります。）

一枚百円

被封式

令和七年十月一日から同月三十一日まで

令和七年十月一日

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金

一等 十万円

二等 五百万円

三等 九十万円

計

九十六万五千本

九 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額
百五十万枚 七億五千万円

（二億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位
（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売
総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で
増額する場合があります。）

一枚五百円

被封式

令和七年十一月一日から同月三十日まで

令和七年十一月一日

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金

一等 五千万円

二等 百万円

三等 五万円

四等 一万円

五等 五千円

六等 千円

七等 七百元

八等 五百円

九等 三百円

計

四十一万三千八百八本

九 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十七号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十一回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 二百万枚 六億円

（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚三百円

被封式

令和七年十一月一日から同月三十日まで
令和七年十一月一日

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せん金の数

当せん金

当せん本数

一等 千万円 四本
二等 百万円 二十本
三等 一万円 二百本
四等 三千円 千本
五等 二千円 二千本
六等 千円 三千本
七等 七百元 四万本
八等 五百円 十万本
九等 三百円 四十万本

計 五十四万六千二百二十四本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十八号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十二回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 二百万枚 四億円

（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

令和七年十一月一日から同月三十日まで
令和七年十一月一日

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せん金の数

当せん金

当せん本数

一等 二百万円 十六本
二等 五十万円 百六十本
三等 一万円 千二百本
四等 二千円 四万本
五等 五百円 八万本
六等 二百円 四十万本

計 四十八万五千三百七十六本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

（二） 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百九十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十三回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 二百万枚 四億円

三
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

一枚二百円

被封式

令和七年十一月一日から同月三十日まで

令和七年十一月一日

八 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

六 証券金額

五 証券型式

四 証券期間

三 当せん金の額及び当せん金の数

二 等級

一等 当せん金 当せん本数

二等 三百万円 十二本

三等 五万円 八十本

四等 一万円 千二百本

五等 二千円 四千本

六等 五百円 八万本

計 四十万本

九 注意事項

計 四十八万五千二百九十二本

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十四回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 三百万枚 三億円

三
（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額
する場合がある。）

一枚百円

被封式

令和七年十一月一日から同月三十日まで

令和七年十一月一日

八 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

六 証券金額

五 証券型式

四 証券期間

三 当せん金の額及び当せん金の数

二等 十万円 百五十本

一等 五万円 六万本

三等 九十万本

計 九十六万五千本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

一 名称 会長 東京都知事 小池 百合子
第百八十五回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百万枚 六億円
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証券金額 一枚三百円
被封式

五 証券型式 令和七年十二月一日から同月三十一日まで
令和七年十二月一日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金

一等 二千万円

二等 二千万円

三等 二千万円

四等 二千万円

五等 二千万円

六等 二千万円

七等 二千万円

八等 二千万円

九等 二千万円

計 五十四万六千二百二十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

一 名称 会長 東京都知事 小池 百合子
第百八十六回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百万枚 六億円
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証券金額 一枚三百円
被封式

五 証券型式 令和七年十二月一日から同月三十一日まで
令和七年十二月一日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金

一等 二千万円

二等 二千万円

三等 二千万円

四等 二千万円

五等 二千万円

六等 二千万円

七等 二千万円

八等 二千万円

九等 二千万円

計 五十四万六千二百二十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十七回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）
二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額
二百万枚 四億円
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証票金額
被封式
一枚二百円

五 証票型式
被封式
令和七年十二月一日から同月三十一日まで
令和七年十二月一日

六 発売期間
当せん金支払開始期日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級

一等 当せん金 当せん本数

二等 五百万円 四本

三等 一万円 四百本

四等 五千元 二百本

五等 二千元 八千本

六等 七百元 八千本

七等 五百円 一万六千本

八等 四百円 五万本

九等 二百円 四十万本

計 四十八万一千二百四十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十八回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）
二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額
二百万枚 四億円
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証票金額
被封式
一枚二百円

五 証票型式
被封式
令和七年十二月一日から同月三十一日まで
令和七年十二月一日

六 発売期間
当せん金支払開始期日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級

一等 当せん金 当せん本数

二等 百万円 二十本

三等 五万円 百六十本

四等 一万円 千六百本

五等 二千元 八千本

六等 五百円 八万本

七等 二百円 四十万本

計 四十八万九千七百八十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和七年八月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百八十九回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額
三百万枚 三億円

（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額
する場合がある。）

一枚百円

被封式

令和七年十二月一日から同月三十一日まで
令和七年十二月一日

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間

当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん数の

当せん本数

八 等級

一等
二等
三等

当せん金
十万円
五万円
百円

当せん本数
百五十本
六万本
九十万本

計

九十六万百五十本

九 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
（二） 証券は、転売できない。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

